

四半期報告書

(第145期第2四半期)

株式会社 百十四銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
2 【役員の状況】	22
第4 【経理の状況】	23
1 【中間連結財務諸表】	24
2 【その他】	62
3 【中間財務諸表】	63
4 【その他】	80
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	81

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月12日
【四半期会計期間】	第145期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)
【会社名】	株式会社百十四銀行
【英訳名】	The Hyakujushi Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 渡邊智樹
【本店の所在の場所】	香川県高松市亀井町5番地の1
【電話番号】	高松 087(831)0114 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 豊嶋正和
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目8番2号 株式会社百十四銀行東京事務所
【電話番号】	東京 03(3271)1287
【事務連絡者氏名】	執行役員東京支店長兼東京公務担当部長兼東京事務所長 綾田裕次郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社百十四銀行東京支店 (東京都中央区日本橋三丁目8番2号) 株式会社百十四銀行大阪支店 (大阪府中央区道修町三丁目6番1号)

(注) 大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成23年度	平成24年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	(自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	38,029	38,058	43,445	76,945	74,690
うち連結信託報酬	百万円	—	0	—	1	1
連結経常利益	百万円	5,857	4,778	14,292	14,075	10,854
連結中間純利益	百万円	3,225	2,482	8,046	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	5,813	5,851
連結中間包括利益	百万円	△229	△8,936	8,545	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	11,774	25,767
連結純資産額	百万円	218,918	217,815	257,941	227,854	251,422
連結総資産額	百万円	3,902,727	4,017,461	4,312,955	4,018,896	4,134,329
1株当たり純資産額	円	660.32	665.31	799.50	700.36	773.81
1株当たり中間純利益金額	円	10.47	8.19	26.50	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	18.92	19.29
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	10.46	8.18	26.46	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	18.90	19.27
自己資本比率	%	5.21	5.02	5.59	5.27	5.68
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	118,965	34,934	115,417	165,300	7,124
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△89,780	△92,033	82,807	△130,573	△74,457
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,271	△1,090	△2,034	△4,378	△2,202
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	170,420	114,666	299,527	172,859	103,333
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	2,611 (674)	2,603 (674)	2,538 (730)	2,551 (675)	2,531 (672)
信託財産額	百万円	231	229	229	228	228

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第143期中	第144期中	第145期中	第143期	第144期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	33,454	33,823	39,535	67,897	65,974
うち信託報酬	百万円	—	0	—	1	1
経常利益	百万円	5,013	3,963	13,487	12,525	8,950
中間純利益	百万円	3,231	2,341	8,062	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	5,853	5,529
資本金	百万円	37,322	37,322	37,322	37,322	37,322
発行済株式総数	千株	310,076	310,076	310,076	310,076	310,076
純資産額	百万円	199,589	197,928	237,138	208,350	230,925
総資産額	百万円	3,887,274	4,001,602	4,296,390	4,002,567	4,117,711
預金残高	百万円	3,311,794	3,348,512	3,661,403	3,387,272	3,427,988
貸出金残高	百万円	2,347,329	2,438,335	2,567,057	2,433,388	2,536,687
有価証券残高	百万円	1,163,208	1,281,324	1,242,196	1,216,133	1,319,325
1株当たり中間純利益金額	円	10.49	7.72	26.55	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	19.05	18.23
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	10.48	7.71	26.51	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	19.04	18.20
1株当たり配当額	円	3.50	3.50	3.50	7.00	7.00
自己資本比率	%	5.13	4.94	5.51	5.20	5.60
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	2,165 (548)	2,156 (553)	2,209 (694)	2,105 (550)	2,090 (553)
信託財産額	百万円	231	229	229	228	228
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	191	191	191	191	191

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

・金融経済環境

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、政府の機動的な財政政策や日本銀行の金融緩和政策のもと、公共投資が堅調に推移したほか、企業生産が緩やかに増加し、個人消費も回復傾向に転じました。

地元香川県でも、住宅投資や公共投資が増加傾向となったほか、個人消費や企業の生産活動にも持ち直しの動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。

金融面では、企業の景況感改善に伴い、当第2四半期連結会計期間末の日経平均株価は前連結会計年度末比2,057円89銭高の14,455円80銭となり、長期金利の指標となる新発10年物国債利回りは、前連結会計年度末比0.120%上昇して0.680%となりました。また、為替相場につきましては前連結会計年度末比3円70銭円安の97円75銭となりました。

・業績(預貸金、有価証券・損益の状況)

(預金業務)

公共預金が減少しましたが、法人及び個人預金が増加したことにより、当第2四半期連結会計期間末の預金残高は、前連結会計年度末比2,352億円増加して3兆6,560億円となりました。また、譲渡性預金を含めた総預金では、前連結会計年度末比1,728億円増加して3兆8,253億円となりました。

また、お客さまの資金運用ニーズの多様化にお応えするため、個人年金保険、公共債及び投資信託などの預金以外の運用性商品の品揃え充実につとめ、当第2四半期連結会計期間末の預り資産残高は、前連結会計年度末比8億円増加して3,790億円となりました。

(貸出業務)

個人向け及び公共向け貸出金が増加したことにより、当第2四半期連結会計期間末の貸出金残高は、前連結会計年度末比306億円増加して2兆5,590億円となりました。

(有価証券)

金利動向を踏まえた債券の一部売却により、当第2四半期連結会計期間末の有価証券残高は、前連結会計年度末比771億円減少して1兆2,412億円となりました。なお、当第2四半期連結会計期間末の「その他有価証券」の差引評価益は、前連結会計年度末比2億円減少して589億円となりました。

(損益)

①経常収益

金利低下などに伴い資金運用収益が減少しましたが、国債等債券売却益の増加などによるその他業務収益の増加及び貸倒引当金戻入益の計上などによるその他経常収益の増加により、当第2四半期連結累計期間の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比53億87百万円増加して434億45百万円となりました。

②経常費用

国債等債券売却損の増加などによりその他業務費用が増加しましたが、前第2四半期連結累計期間に計上した株式等償却が当第2四半期連結累計期間には発生しなかったこと及び不良債権処理費用の減少などによるその他経常費用の減少により、当第2四半期連結累計期間の経常費用は、前第2四半期連結累計期間比41億28百万円減少して291億52百万円となりました。

③経常利益、中間純利益

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の経常利益は、前第2四半期連結累計期間比95億14百万円増加して142億92百万円となり、中間純利益は、前第2四半期連結累計期間比55億64百万円増加して80億46百万円となりました。

なお、当第2四半期連結累計期間におけるセグメント情報ごとの業績の状況は次のとおりであります。また、当行グループは、経常利益をセグメント利益としております。

①銀行業セグメント

銀行業セグメントにおきましては、経常収益は前第2四半期連結累計期間比57億12百万円増加して395億35百万円を計上しました。また、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比95億24百万円増加して134億87百万円を計上しました。

②リース業セグメント

リース業セグメントにおきましては、経常収益は前第2四半期連結累計期間比2億28百万円減少して37億5百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比1億68百万円増加して2億34百万円を計上しました。

③その他事業セグメント

上記①②以外のその他事業セグメントにおきましては、経常収益は前第2四半期連結累計期間比3億70百万円減少して28億20百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比3百万円増加して8億91百万円を計上しました。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、「国内業務部門」で210億20百万円、「国際業務部門」で17億49百万円となり、「合計」は、前第2四半期連結累計期間比12億38百万円減少して227億70百万円となりました。

また、役務取引等収支の「合計」は、前第2四半期連結累計期間比4億73百万円増加して41億83百万円となり、その他業務収支の「合計」は、前第2四半期連結累計期間比26億37百万円増加して34億35百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	22,487	1,521	—	24,008
	当第2四半期連結累計期間	21,020	1,749	—	22,770
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	23,873	1,910	105	25,678
	当第2四半期連結累計期間	22,293	2,213	112	24,394
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,386	389	105	1,670
	当第2四半期連結累計期間	1,272	464	112	1,624
信託報酬	前第2四半期連結累計期間	0	—	—	0
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	3,624	85	—	3,710
	当第2四半期連結累計期間	4,099	84	—	4,183
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,813	116	—	4,930
	当第2四半期連結累計期間	5,346	120	—	5,467
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,189	31	—	1,220
	当第2四半期連結累計期間	1,247	36	—	1,283
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	486	311	—	798
	当第2四半期連結累計期間	3,039	395	—	3,435
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	919	311	—	1,230
	当第2四半期連結累計期間	4,485	527	—	5,013
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	432	—	—	432
	当第2四半期連結累計期間	1,445	131	—	1,577

(注) 1. 「国内」「海外」の区分に替えて、「国内業務部門」「国際業務部門」で区分しております。

2. 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は「国際業務部門」に含めております。

3. 相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借に係る利息であります。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間 1百万円、当第2四半期連結累計期間 1百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間比5億37百万円増加して54億67百万円となりました。このうち為替業務に係る収益は16億88百万円と全体の30.8%を占めております。

また、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比63百万円増加して12億83百万円となりました。このうち為替業務に係る費用は3億24百万円と全体の25.2%を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,813	116	4,930
	当第2四半期連結累計期間	5,346	120	5,467
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	591	—	591
	当第2四半期連結累計期間	584	—	584
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,612	96	1,708
	当第2四半期連結累計期間	1,592	95	1,688
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	557	—	557
	当第2四半期連結累計期間	1,058	—	1,058
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	67	—	67
	当第2四半期連結累計期間	64	—	64
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	214	20	235
	当第2四半期連結累計期間	202	24	227
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,189	31	1,220
	当第2四半期連結累計期間	1,247	36	1,283
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	304	8	312
	当第2四半期連結累計期間	315	9	324

(注) 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は「国際業務部門」に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,270,113	72,123	3,342,237
	当第2四半期連結会計期間	3,554,158	101,862	3,656,020
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,735,154	—	1,735,154
	当第2四半期連結会計期間	1,934,982	—	1,934,982
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,512,967	—	1,512,967
	当第2四半期連結会計期間	1,577,597	—	1,577,597
うちその他	前第2四半期連結会計期間	21,991	72,123	94,114
	当第2四半期連結会計期間	41,578	101,862	143,440
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	240,311	—	240,311
	当第2四半期連結会計期間	169,330	—	169,330
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,510,425	72,123	3,582,548
	当第2四半期連結会計期間	3,723,489	101,862	3,825,351

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金

3. 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は「国際業務部門」に含めております。

貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,429,740	100.00	2,559,010	100.00
製造業	484,403	19.94	506,819	19.81
農業, 林業	2,226	0.09	2,899	0.11
漁業	2,354	0.10	2,335	0.09
鉱業, 採石業, 砂利採取業	5,131	0.21	5,706	0.22
建設業	80,156	3.30	81,175	3.17
電気・ガス・熱供給・水道業	43,415	1.79	51,059	2.00
情報通信業	13,905	0.57	11,881	0.47
運輸業, 郵便業	135,069	5.56	150,553	5.88
卸売業, 小売業	316,356	13.02	344,301	13.46
金融業, 保険業	89,711	3.69	88,900	3.47
不動産業, 物品賃貸業	255,179	10.50	256,167	10.01
宿泊業	8,104	0.33	8,759	0.34
飲食業	16,722	0.69	17,489	0.68
医療・福祉	74,612	3.07	80,573	3.15
その他のサービス	90,772	3.74	76,138	2.98
地方公共団体	226,286	9.31	268,220	10.48
その他	585,330	24.09	606,024	23.68
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,429,740	—	2,559,010	—

(注)「国内」には、特別国際金融取引勘定分以外の「国際業務部門」を含めております。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。

○ 信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	191	83.92	191	83.58
信託受益権	9	4.03	9	4.02
現金預け金	27	12.05	28	12.40
合計	228	100.00	229	100.00
負債				
科目	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	228	100.00	229	100.00
合計	228	100.00	229	100.00

(注)1. 共同信託他社管理財産 前連結会計年度 一百万円、当中間連結会計期間 一百万円

2. 元本補てん契約のある信託については、前連結会計年度及び当中間連結会計期間の取扱残高はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	27,357	29,256	1,899
うち信託報酬	0	—	△0
経費(除く臨時処理分)	19,017	18,834	△183
人件費	9,106	9,337	231
物件費	9,101	8,693	△408
税金	809	802	△7
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	8,339	10,422	2,083
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	8,339	10,422	2,083
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	8,339	10,422	2,083
うち債券関係損益	374	2,643	2,269
臨時損益	△4,374	3,066	7,440
株式等関係損益	△3,884	350	4,234
不良債権処理額	2,755	1,731	△1,024
貸出金償却	2,572	1,594	△978
その他の債権売却損等	182	137	△45
貸倒引当金戻入益	1,463	2,956	1,493
償却債権取立益	534	1,439	905
その他臨時損益	266	50	△216
経常利益	3,963	13,487	9,524
特別損益	△273	△109	164
うち固定資産処分損益	△267	△99	168
うち減損損失	5	10	5
税引前中間純利益	3,689	13,378	9,689
法人税、住民税及び事業税	1,089	3,323	2,234
法人税等調整額	258	1,992	1,734
法人税等合計	1,348	5,315	3,967
中間純利益	2,341	8,062	5,721
与信関係費用	757	△2,665	△3,422

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋信託報酬＋役員取引等収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
7. 与信関係費用＝一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額－貸倒引当金戻入益－償却債権取立益

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.29	1.17	△0.12
(イ) 貸出金利回	1.52	1.39	△0.13
(ロ) 有価証券利回	1.13	1.09	△0.04
(2) 資金調達原価 ②	1.09	1.05	△0.04
(イ) 預金等利回	0.06	0.05	△0.01
(ロ) 外部負債利回	0.59	0.62	0.03
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.20	0.12	△0.08

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、円建取引(円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等を除く)であります。
2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	8.19	8.88	0.69
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.19	8.88	0.69
業務純益ベース	8.19	8.88	0.69
中間純利益ベース	2.30	6.87	4.57

(注) 算定方法は以下のとおりであります。なお、純資産の部合計は新株予約権を控除しております。

$$\frac{\text{業務純益 又は 中間純利益}}{(\text{期首純資産の部合計} + \text{中間期末純資産の部合計}) \div 2} \times \frac{365}{183} \times 100$$

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	3,348,512	3,661,403	312,891
預金(平残)	3,320,564	3,466,928	146,364
貸出金(末残)	2,438,335	2,567,057	128,722
貸出金(平残)	2,403,230	2,522,893	119,663

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	2,192,820	2,230,230	37,410
法人	1,151,391	1,424,513	273,122
計	3,344,212	3,654,744	310,532

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 個人ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
住宅ローン残高	393,446	411,554	18,108
その他ローン残高	81,438	81,928	490
計	474,884	493,483	18,599

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	1,608,741	1,661,574	52,833
総貸出金残高	②	百万円	2,438,335	2,567,057	128,722
中小企業等貸出金比率	①/②	%	65.97	64.72	△1.25
中小企業等貸出先件数	③	件	89,335	90,218	883
総貸出先件数	④	件	90,059	90,965	906
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.19	99.17	△0.02

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	10	53	7	41
信用状	210	1,613	206	2,382
保証	923	13,911	840	14,873
計	1,143	15,578	1,053	17,297

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	37,322	37,322
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	24,920	24,920
	利益剰余金	127,250	136,547
	自己株式(△)	3,074	3,696
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,061	1,055
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	105	128
	連結子法人等の少数株主持分	15,821	16,512
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	10,000	10,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	46	19
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	201,236	210,659
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	10,000	10,000	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	6,715	6,698
	一般貸倒引当金	9,805	8,151
	負債性資本調達手段等	27,000	27,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	27,000	27,000
	計	43,520	41,849
うち自己資本への算入額 (B)	43,520	41,849	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	369
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	244,757	252,140
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,921,461	2,010,230
	オフ・バランス取引等項目	65,123	54,319
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,986,585	2,064,550
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	98,343	96,932
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	7,867	7,754
計 (E)+(F) (H)	2,084,929	2,161,482	
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		11.73	11.66
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		9.65	9.74

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年 9 月 30 日	平成25年 9 月 30 日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	37,322	37,322
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	24,920	24,920
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	12,402	12,402
	その他利益剰余金	110,950	120,082
	その他	10,000	10,000
	自己株式(△)	3,074	3,696
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,061	1,055
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	105	128
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	191,564	200,104
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	10,000	10,000	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	10,000	10,000
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	6,715	6,698
	一般貸倒引当金	9,483	7,834
	負債性資本調達手段等	27,000	27,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	27,000	27,000
	計	43,198	41,532
うち自己資本への算入額 (B)	43,198	41,532	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	369
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	234,763	241,268
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,906,327	1,994,429
	オフ・バランス取引等項目	65,123	54,404
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,971,451	2,048,834
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	94,762	93,316
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	7,580	7,465
計 (E)+(F) (H)	2,066,213	2,142,150	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		11.36	11.26
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		9.27	9.34

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※)優先出資証券の概要

連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目(Tier1)に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Hyakujushi Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし。 ただし平成30年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、20日以上60日以下の事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を現金償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当率	年3.66%(平成30年1月まで固定) 平成30年7月以降は変動金利
発行総額	100億円(1口当たり10,000,000円)
払込日	平成20年2月7日
配当支払の内容	毎年1月25日及び7月25日(該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。)。但し、初回の配当支払日は平成20年7月25日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が「清算期間」中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は配当減額指示若しくは監督期間配当指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成20年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、銀行が銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。但し、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わらず実施されるが、(1)支払不能証明書が交付されていないこと、(2)分配制限に服すること、(3)当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること、かつ、(4)当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと、を条件とする。
残余財産分配請求額	1口当たり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,592	10,756
危険債権	38,504	35,138
要管理債権	33,995	29,379
正常債権	2,391,415	2,530,311

(2) キャッシュ・フローの状況

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、預金の増加などにより1,154億17百万円のプラスとなり、前第2四半期連結累計期間比では、804億83百万円の増加となりました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、有価証券の売却などにより828億7百万円のプラスとなり、前第2四半期連結累計期間比では、1,748億40百万円の増加となりました。

また、「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、配当金の支払い及び自己株式の取得などにより20億34百万円のマイナスとなり、前第2四半期連結累計期間比では、9億44百万円の減少となりました。

これらの結果、「現金及び現金同等物」は、当第2四半期連結累計期間中1,961億94百万円増加し、当第2四半期連結累計期間末残高は2,995億27百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

企業活動のグローバル化の進行、財政・人口の構造的な問題など、銀行経営を取り巻く環境は日々変化しており、地域金融機関にはその対応が一層求められております。

当行は、このような環境下、円滑な資金供給はもとより、多様化するお客さまのニーズにお応えできるよう金融サービスの充実を図ることで、地域の皆さまのお役に立てますよう各種施策に積極的に取り組んでおります。最終年度を迎えた中期経営計画『**VALUE UP PLAN with Innovative Spirit**（計画期間：平成23～25年度）』のもと、引き続き「営業力強化」と「市場運用力強化」に重点的に取り組み、安定した経営基盤を維持するとともに、お客さまのニーズに最適なサービスでお応えできますよう努めてまいります。

あわせて、皆さまから揺るぎないご信頼をいただけますよう、環境保全や社会貢献などのCSR活動、コンプライアンスや顧客保護にかかる内部管理態勢の一層の充実に当行グループの総力を挙げて取り組んでまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

なお、第2「事業の状況」に記載の課税取引には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

また、第2「事業の状況」に記載した将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	993,000,000
計	993,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	310,076,069	同左	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。また、単元株式数は1,000株であります。
計	310,076,069	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月27日
新株予約権の数(個)	1,725 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	172,500 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成25年7月24日～平成55年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 321円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当行が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併、会社分割を行う場合その他これに準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

②上記①の規定にかかわらず、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合にあっては、平成54年7月24日(権利行使期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日)以降は、一括して新株予約権を行使できる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2に準じて決定する。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑥新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑦新株予約権の取得に関する事項

イ. 新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注)3の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会(株主総会が不要な場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	—	310,076	—	37,322	—	24,920

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	18,595	5.99
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	9,500	3.06
日本ハム株式会社	大阪市北区梅田2丁目4番9号	8,434 (注)1	2.72
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	6,645	2.14
太平洋セメント株式会社	東京都港区台場2丁目3番5号	5,952 (注)2	1.91
株式会社タダノ	香川県高松市新田町甲34番地	5,885	1.89
三井造船株式会社	東京都中央区築地5丁目6番4号	5,845 (注)3	1.88
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	5,762	1.85
百十四銀行従業員持株会	香川県高松市亀井町5番地の1	5,174	1.66
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	5,016	1.61
計	—	76,813	24.77

- (注) 1. 「日本ハム株式会社」の所有株式数のうち5,000千株は退職給付信託に拠出してありますが、議決権の指図権は同社が留保しております。
2. 「太平洋セメント株式会社」の所有株式数のうち5,952千株は退職給付信託に拠出してありますが、議決権の指図権は同社が留保しております。
3. 「三井造船株式会社」の所有株式数のうち2,000千株は退職給付信託に拠出してありますが、議決権の指図権は同社が留保しております。
4. 上記のほか、自己株式8,442千株(うち、当行所有6,348千株、従業員持株E S O P信託2,094千株)があり、発行済株式総数に対する割合は2.72%であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等) (注) 1	(自己保有株式) 普通株式 6,348,000	—	権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式
完全議決権株式(その他) (注) 2	普通株式 301,722,000	301,722	同上
単元未満株式 (注) 3	普通株式 2,006,069	—	同上
発行済株式総数	310,076,069	—	—
総株主の議決権	—	301,722	—

(注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」は、全て当行保有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式(その他)」には、従業員持株E S O P信託が所有する当行株式2,094,000株(議決権の数2,094個)及び株式会社証券保管振替機構名義の株式14,000株(議決権の数14個)が含まれております。

3. 「単元未満株式」には、当行所有の自己株式287株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 百十四銀行	香川県高松市亀井町 5番地の1	6,348,000	2,094,000	8,442,000	2.72
計	—	6,348,000	2,094,000	8,442,000	2.72

(注) 「他人名義所有株式数(株)」は従業員持株E S O P信託の信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)(東京都港区浜松町2丁目11番3号)が所有しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下、「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	136,427	362,320
コールローン及び買入手形	6,301	—
買入金銭債権	33,867	31,822
商品有価証券	49	153
金銭の信託	4,901	4,937
有価証券	※1, ※7, ※13 1,318,404	※1, ※7, ※13 1,241,247
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,528,403	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,559,010
外国為替	※6 7,382	※6 15,014
リース債権及びリース投資資産	17,010	16,965
その他資産	※7 40,498	※7 34,609
有形固定資産	※9, ※10 44,910	※9, ※10 45,404
無形固定資産	4,996	4,757
繰延税金資産	1,629	1,561
支払承諾見返	15,882	17,279
貸倒引当金	△26,335	△22,130
資産の部合計	4,134,329	4,312,955
負債の部		
預金	※7 3,420,759	※7 3,656,020
譲渡性預金	231,706	169,330
コールマネー及び売渡手形	51,915	36,656
債券貸借取引受入担保金	—	※7 3,359
借入金	※7, ※11 73,654	※7, ※11 85,574
外国為替	579	929
社債	※12 10,000	※12 10,000
その他負債	68,436	64,349
役員賞与引当金	19	—
退職給付引当金	504	242
役員退職慰労引当金	55	37
睡眠預金払戻損失引当金	481	453
偶発損失引当金	135	115
繰延税金負債	1,947	3,839
再評価に係る繰延税金負債	※9 6,828	※9 6,827
支払承諾	15,882	17,279
負債の部合計	3,882,906	4,055,013

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	37,322	37,322
資本剰余金	24,920	24,920
利益剰余金	129,575	136,547
自己株式	△2,935	△3,696
株主資本合計	188,882	195,093
その他有価証券評価差額金	38,173	38,037
繰延ヘッジ損益	△136	△32
土地再評価差額金	※ ⁹ 8,057	※ ⁹ 8,058
その他の包括利益累計額合計	46,095	46,063
新株予約権	120	128
少数株主持分	16,324	16,655
純資産の部合計	251,422	257,941
負債及び純資産の部合計	4,134,329	4,312,955

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
経常収益	38,058	43,445
資金運用収益	25,678	24,394
(うち貸出金利息)	18,165	17,286
(うち有価証券利息配当金)	7,323	6,906
信託報酬	0	—
役務取引等収益	4,930	5,467
その他業務収益	1,230	5,013
その他経常収益	※1 6,218	※1 8,570
経常費用	33,280	29,152
資金調達費用	1,672	1,625
(うち預金利息)	1,008	955
役務取引等費用	1,220	1,283
その他業務費用	432	1,577
営業経費	20,264	20,128
その他経常費用	※2 9,690	※2 4,537
経常利益	4,778	14,292
特別利益	251	10
固定資産処分益	251	10
特別損失	306	113
固定資産処分損	301	102
減損損失	※3 5	※3 10
税金等調整前中間純利益	4,722	14,190
法人税、住民税及び事業税	1,531	3,610
法人税等調整額	177	1,985
法人税等合計	1,709	5,595
少数株主損益調整前中間純利益	3,013	8,594
少数株主利益	531	547
中間純利益	2,482	8,046

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	3,013	8,594
その他の包括利益	△11,950	△49
その他有価証券評価差額金	△11,977	△153
繰延ヘッジ損益	27	103
中間包括利益	△8,936	8,545
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△9,407	8,014
少数株主に係る中間包括利益	470	530

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	37,322	37,322
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	37,322	37,322
資本剰余金		
当期首残高	24,920	24,920
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	24,920	24,920
利益剰余金		
当期首残高	125,848	129,575
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,059	△1,062
中間純利益	2,482	8,046
自己株式の処分	△22	△10
土地再評価差額金の取崩	1	2
土地再評価差額金の繰入	—	△2
当中間期変動額合計	1,401	6,972
当中間期末残高	127,250	136,547
自己株式		
当期首残高	△3,266	△2,935
当中間期変動額		
自己株式の取得	△2	△913
自己株式の処分	195	152
当中間期変動額合計	192	△761
当中間期末残高	△3,074	△3,696
株主資本合計		
当期首残高	184,824	188,882
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,059	△1,062
中間純利益	2,482	8,046
自己株式の取得	△2	△913
自己株式の処分	172	141
土地再評価差額金の取崩	1	2
土地再評価差額金の繰入	—	△2
当中間期変動額合計	1,593	6,210
当中間期末残高	186,418	195,093
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	19,245	38,173
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△11,917	△136
当中間期変動額合計	△11,917	△136
当中間期末残高	7,328	38,037

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△69	△136
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	27	103
当中間期変動額合計	27	103
当中間期末残高	△42	△32
土地再評価差額金		
当期首残高	8,083	8,057
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1	0
当中間期変動額合計	△1	0
当中間期末残高	8,082	8,058
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	27,259	46,095
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△11,891	△31
当中間期変動額合計	△11,891	△31
当中間期末残高	15,368	46,063
新株予約権		
当期首残高	117	120
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△12	8
当中間期変動額合計	△12	8
当中間期末残高	105	128
少数株主持分		
当期首残高	15,652	16,324
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	270	331
当中間期変動額合計	270	331
当中間期末残高	15,923	16,655
純資産合計		
当期首残高	227,854	251,422
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,059	△1,062
中間純利益	2,482	8,046
自己株式の取得	△2	△913
自己株式の処分	172	141
土地再評価差額金の取崩	1	2
土地再評価差額金の繰入	—	△2
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△11,633	307
当中間期変動額合計	△10,039	6,518
当中間期末残高	217,815	257,941

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,722	14,190
減価償却費	1,786	1,697
減損損失	5	10
のれん償却額	13	13
貸倒引当金の増減 (△)	△2,109	△4,204
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△21	△19
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△116	△262
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△25	△17
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△46	△27
偶発損失引当金の増減 (△)	△20	△19
資金運用収益	△25,678	△24,394
資金調達費用	1,672	1,625
有価証券関係損益 (△)	3,512	△2,994
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△163	△35
為替差損益 (△は益)	2,839	△2,773
固定資産処分損益 (△は益)	49	92
商品有価証券の純増 (△) 減	152	△104
貸出金の純増 (△) 減	△4,999	△30,607
預金の純増減 (△)	△40,004	235,261
譲渡性預金の純増減 (△)	38,603	△62,376
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△472	11,920
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	16,824	△29,698
コールローン等の純増 (△) 減	△815	8,345
コールマネー等の純増減 (△)	18,341	△15,259
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	—	3,359
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	918	△7,632
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△78	350
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	45	45
資金運用による収入	25,565	25,622
資金調達による支出	△2,179	△1,757
その他	△1,415	△1,201
小計	36,905	119,146
法人税等の支払額	△1,971	△3,728
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,934	115,417

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△218,622	△285,639
有価証券の売却による収入	86,671	296,597
有価証券の償還による収入	41,362	74,025
有形固定資産の取得による支出	△1,419	△1,682
無形固定資産の取得による支出	△409	△592
有形固定資産の売却による収入	382	98
無形固定資産の売却による収入	1	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△92,033	82,807
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△2	△913
自己株式の売却による収入	172	141
配当金の支払額	△1,059	△1,062
少数株主への配当金の支払額	△199	△199
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,090	△2,034
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3	3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△58,192	196,194
現金及び現金同等物の期首残高	172,859	103,333
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 114,666	※1 299,527

【注記事項】

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 10社

会社名

日本橋不動産株式会社

百十四ビジネスサービス株式会社

株式会社百十四人材センター

百十四財田代理店株式会社

Hyakujushi Preferred Capital Cayman Limited

百十四リース株式会社

百十四総合保証株式会社

株式会社百十四ディーシーカード

株式会社西日本情報サービスセンター

株式会社西日本ジェーシービーカード

(連結の範囲の変更)

百十四総合メンテナンス株式会社は、日本橋不動産株式会社を存続会社とする吸収合併を行ったことにより子会社に該当しないことになったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

また、百十四ワークサポート株式会社は、清算終了により子会社に該当しないことになったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 3社

会社名

百十四ベンチャー育成第1号投資事業有限責任組合

百十四ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合

百十四ベンチャー育成第3号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社

会社名

百十四ベンチャー育成第1号投資事業有限責任組合

百十四ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合

百十四ベンチャー育成第3号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 9社

7月末日 1社

(2) 7月末日を中間決算日とするHyakujushi Preferred Capital Cayman Limited については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社への出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：10年～50年

その他：5年～15年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

なお、当行、連結子会社ともに定率法を採用しているものについては、当中間連結会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,999百万円(前連結会計年度末は27,331百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。なお、連結子会社は、簡便法を採用しているため、過去勤務債務及び数理計算上の差異は発生しておりません。

過去勤務債務

各発生連結会計年度に全額損益処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 収益及び費用の計上基準

リース業を営む連結子会社のファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上については、リース料の受取時に「その他経常収益」及び「その他経常費用」を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社に対する出資金の総額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
出資金	360百万円	388百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	2,381百万円	1,909百万円
延滞債権額	45,633百万円	43,156百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	423百万円	203百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	30,734百万円	29,176百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	79,172百万円	74,445百万円

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
32,051百万円	24,079百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	195,230百万円	192,103百万円
計	195,230百万円	192,103百万円
担保資産に対応する債務		
預金	28,519百万円	11,781百万円
債券貸借取引受入担保金	一百万円	3,359百万円
借入金	30,592百万円	41,257百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	39,755百万円	37,691百万円

また、その他資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証金及び敷金	1,287百万円	1,287百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	919,565百万円	987,057百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	867,348百万円	936,785百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
15,663百万円	15,992百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	37,839百万円	35,243百万円

※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	17,000百万円	17,000百万円

※12. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
15,726百万円	15,763百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金戻入益	1,308百万円	2,740百万円
償却債権取立益	538百万円	1,443百万円
株式等売却益	1百万円	416百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸出金償却	2,584百万円	1,601百万円
株式等償却	3,811百万円	一百万円

※3. 減損損失

前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
香川県内	遊休資産及び 処分予定資産 3か所	土地、建物 及び動産等	5 (うち土地 2) (うち建物 2) (うち動産等 0)
香川県外	遊休資産及び 処分予定資産 2か所	建物 及び動産	0 (うち建物 0) (うち動産 0)
合計			5 (うち土地 2) (うち建物 2) (うち動産等 0)

当行は、営業用店舗については、営業店毎(複数店がエリア(地域)で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎)に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店(又はエリア)をグルーピングの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

連結子会社については、各社の営業拠点毎に資産のグルーピングを行い、遊休資産は各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、「不動産鑑定評価額」又は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失（百万円）
香川県内	処分予定資産 2か所	建物 及び動産等	6 (うち建物 6) (うち動産等 0)
香川県外	遊休資産 1か所	土地	3 (うち土地 3)
合計			10 (うち土地 3) (うち建物 6) (うち動産等 0)

当行は、営業用店舗については、営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

連結子会社については、各社の営業拠点毎に資産のグルーピングを行い、遊休資産は各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、「不動産鑑定評価額」又は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	310,076	—	—	310,076	
合計	310,076	—	—	310,076	
自己株式					
普通株式	7,255	9	485	6,779	注1,2
合計	7,255	9	485	6,779	

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加

9千株

2. 普通株式の自己株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

従業員持株E S O P信託から従業員持株会への売却による減少

370千株

新株予約権の権利行使による減少

115千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
			増加	減少			
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—	—		105	
合計			—	—		105	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,059	3.5	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(注) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金11百万円を含めておりません。

これは同信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	1,061	利益剰余金	3.5	平成24年9月30日	平成24年12月10日

(注) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金9百万円を含めておりません。

これは同信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

当中間連結会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	310,076	—	—	310,076	
合計	310,076	—	—	310,076	
自己株式					
普通株式	6,412	2,425	396	8,442	注1,2
合計	6,412	2,425	396	8,442	

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議に基づく取得による増加 2,417千株
 単元未満株式の買取請求による増加 8千株

2. 普通株式の自己株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

従業員持株E S O P信託から従業員持株会への売却による減少 344千株
 新株予約権の権利行使による減少 51千株
 単元未満株式の買増請求による減少 0千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプ ションとしての 新株予約権		—	—	—	128	
	合計		—	—	—	128	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年 6月 27日 定時株主総会	普通株式	1,062	3.5	平成25年 3月 31日	平成25年 6月 28日

(注) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金 8百万円を含めておりません。
 これは同信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月11日 取締役会	普通株式	1,055	利益剰余金	3.5	平成25年 9月 30日	平成25年12月10日

(注) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金 7百万円を含めておりません。
 これは同信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
現金預け金勘定	149,278百万円	362,320百万円
定期預け金	△33,092 "	△61,092 "
普通預け金	△329 "	△505 "
その他	△1,189 "	△1,194 "
現金及び現金同等物	114,666 "	299,527 "

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

①有形固定資産

主として現金自動設備であります。

②無形固定資産

該当事項はありません。

(2)リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

(1)リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
リース料債権部分	17,128	17,002
見積残存価額部分	1,755	1,769
受取利息相当額	△1,919	△1,858
リース投資資産	16,964	16,913

(2)リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	13	13	11	6	3	—
リース投資資産	5,510	4,258	3,248	2,271	1,135	702

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	15	15	10	8	2	0
リース投資資産	5,385	4,285	3,331	2,177	1,167	654

(3)リース会計基準等適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引開始日がリース会計基準等適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース会計基準等適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、リース会計基準等適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準等を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益が当中間連結会計期間は26百万円(前中間連結会計期間は50百万円)多く計上されております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（(注2)参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	136,427	136,427	—
(2) コールローン及び買入手形	6,301	6,301	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	49	49	—
(4) 金銭の信託	4,901	4,901	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	0	0	0
その他有価証券	1,314,929	1,314,929	—
(6) 貸出金	2,528,403		
貸倒引当金（*1）	△23,068		
	2,505,334	2,528,130	22,796
資産計	3,967,944	3,990,740	22,796
(1) 預金	3,420,759	3,421,279	520
(2) 譲渡性預金	231,706	231,746	39
(3) コールマネー及び売渡手形	51,915	51,915	—
(4) 借入金	73,654	73,709	55
(5) 社債	10,000	10,099	99
負債計	3,788,035	3,788,750	714
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10,963	10,963	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,128)	(2,128)	—
デリバティブ取引計	8,834	8,834	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(*3) 重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	362,320	362,320	—
(2) コールローン及び買入手形	—	—	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	153	153	—
(4) 金銭の信託	4,937	4,937	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
其他有価証券	1,238,169	1,238,169	—
(6) 貸出金	2,559,010		
貸倒引当金（*1）	△18,852		
	2,540,157	2,557,608	17,450
資産計	4,145,739	4,163,189	17,450
(1) 預金	3,656,020	3,656,519	498
(2) 譲渡性預金	169,330	169,366	36
(3) コールマネー及び売渡手形	36,656	36,656	—
(4) 借入金	85,574	85,593	19
(5) 社債	10,000	10,073	73
負債計	3,957,581	3,958,208	627
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	8,800	8,800	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,024)	(1,024)	—
デリバティブ取引計	7,775	7,775	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*3）重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

売買目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式及び債券は市場価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の起債を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、当該社債の元利金の合計額を、同様の起債を行った場合において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（5）有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
①非上場株式 (*1)(*2)	2,614	2,689
②組合出資金 (*3)	361	388
合 計	2,975	3,078

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について24百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理はありません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

※1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

※2. 前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

財務諸表における注記事項である「子会社株式等及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式等 2,022百万円)」は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

中間財務諸表における注記事項である「子会社株式等及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式等 2,039百万円)」は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	地方債	0	0	0
	小計	0	0	0
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	小計	—	—	—
合計		0	0	0

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	100,611	63,157	37,454
	債券	1,025,666	999,387	26,279
	国債	489,594	478,412	11,181
	地方債	256,309	247,426	8,883
	社債	279,762	273,548	6,214
	その他	85,782	82,021	3,760
	小計	1,212,060	1,144,566	67,494
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	21,579	25,909	△4,329
	債券	51,289	51,492	△203
	国債	43,753	43,904	△151
	社債	7,536	7,588	△52
	その他	30,498	34,230	△3,731
	小計	103,367	111,632	△8,264
合計		1,315,428	1,256,199	59,229

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	124,602	78,988	45,614
	債券	915,188	898,920	16,267
	国債	582,463	573,523	8,939
	地方債	158,039	152,976	5,062
	社債	174,686	172,420	2,265
	その他	82,435	79,447	2,987
	小計	1,122,226	1,057,356	64,869
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	株式	7,455	8,877	△1,422
	債券	59,819	59,911	△92
	国債	20,077	20,093	△16
	地方債	10,199	10,203	△4
	社債	29,542	29,614	△71
	その他	48,668	53,031	△4,362
	小計	115,943	121,820	△5,877
合計		1,238,169	1,179,177	58,992

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当該中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、2,712百万円（うち、株式1,412百万円、その他1,300百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理はありません。

なお、当行では、予め、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、時価が著しく下落したと判断するための基準を設定しており、その内容は以下のとおりであります。

中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）における時価が取得原価と比べ50%以上下落している場合は全銘柄を著しい下落であると判定し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付）等を勘案し判定しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	59,229
その他有価証券	59,229
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	20,895
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	38,333
(△)少数株主持分相当額	159
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	38,173

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	58,992
その他有価証券	58,992
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	20,812
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	38,180
(△)少数株主持分相当額	142
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	38,037

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	67,436	64,972	1,385	1,385
	受取変動・支払固定	67,436	64,972	△658	△658
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	2,788	2,596	7	105	
買建	2,788	2,596	7	△20	
合 計	—	—	741	811	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	71,344	67,725	1,282	1,282
	受取変動・支払固定	71,344	67,725	△501	△501
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	2,279	2,166	6	87	
買建	2,279	2,166	6	△18	
合 計	—	—	793	850	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	227,037	133,143	148	148
	為替予約				
	売建	117,668	10,373	△2,766	△2,766
	買建	52,434	12,324	3,280	3,280
	通貨オプション				
	売建	105,623	60,412	4,780	4,440
	買建	105,623	60,412	4,780	△3,009
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	10,222	2,093

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	214,666	183,150	135	135
	為替予約				
	売建	46,997	5,845	△2,002	△2,002
	買建	43,842	8,259	2,316	2,316
	通貨オプション				
	売建	91,373	57,325	3,787	3,887
	買建	91,373	57,325	3,787	△2,642
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	8,024	1,694

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	5,747	—	△17	△17
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△17	△17

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	その他有価証券 (債券)	15,000	15,000	△199
	受取変動・支払固定				
合 計		—	—	—	△199

(注) 1. 主として「業種別監査委員会報告第24号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	その他有価証券 (債券)	10,000	10,000	△31
	受取変動・支払固定				
合 計		—	—	—	△31

(注) 1. 主として「業種別監査委員会報告第24号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	外貨建金銭債権 等	12,226	—	△2,003
	資金関連スワップ		54,767	—	74
合 計		—	—	—	△1,929

(注) 1. 主として「業種別監査委員会報告第25号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	外貨建金銭債権 等	22,482	—	△266
	資金関連スワップ		64,349	—	△726
合 計		—	—	—	△992

(注) 1. 主として「業種別監査委員会報告第25号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業経費	24百万円	24百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 175,000株
付与日	平成24年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成24年7月25日～平成54年7月24日
権利行使価格 (注) 2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	1株当たり 256円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株当たりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 172,500株
付与日	平成25年7月23日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成25年7月24日～平成55年7月23日
権利行使価格 (注) 2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	1株当たり 321円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株当たりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、連結子会社においてリース業務をはじめとする金融サービスに係わる事業を行っており、当行及び企業集団を構成する個々の連結子会社がそれぞれ事業計画等を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当行グループは、当行及び個々の連結子会社を基礎とした業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。なお、「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行い、「リース業」は、連結子会社の百十四リース株式会社において、リース業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

なお、報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	33,626	3,507	37,134	924	38,058	—	38,058
セグメント間の内部経常収益	196	426	623	2,266	2,889	△2,889	—
計	33,823	3,933	37,757	3,190	40,947	△2,889	38,058
セグメント利益	3,963	66	4,030	888	4,919	△141	4,778
セグメント資産	4,001,604	25,765	4,027,369	29,441	4,056,810	△39,349	4,017,461
セグメント負債	3,803,654	22,296	3,825,950	11,089	3,837,040	△37,394	3,799,646
その他の項目							
減価償却費	1,447	64	1,512	200	1,712	73	1,786
資金運用収益	25,655	54	25,710	285	25,996	△317	25,678
資金調達費用	1,856	96	1,952	49	2,002	△330	1,672
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,442	3	1,445	134	1,579	26	1,605

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、クレジットカード業及び信用保証業を含んでおります。

3. 「セグメント利益」「セグメント資産」「セグメント負債」「減価償却費」「資金運用収益」「資金調達費用」「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の調整額は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	39,071	3,361	42,433	1,012	43,445	—	43,445
セグメント間の内部 経常収益	463	343	807	1,807	2,615	△2,615	—
計	39,535	3,705	43,240	2,820	46,060	△2,615	43,445
セグメント利益	13,487	234	13,722	891	14,614	△321	14,292
セグメント資産	4,296,382	24,680	4,321,063	29,429	4,350,492	△37,537	4,312,955
セグメント負債	4,059,232	20,908	4,080,140	10,483	4,090,623	△35,610	4,055,013
その他の項目							
減価償却費	1,436	55	1,491	168	1,660	37	1,697
資金運用収益	24,425	70	24,496	266	24,762	△368	24,394
資金調達費用	1,805	76	1,882	46	1,928	△302	1,625
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,817	1	1,818	279	2,097	33	2,130

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、クレジットカード業及び信用保証業を含んでおります。

3. 「セグメント利益」「セグメント資産」「セグメント負債」「減価償却費」「資金運用収益」「資金調達費用」「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の調整額は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	18,309	8,667	3,507	7,574	38,058

(注) 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	17,411	12,599	3,361	10,072	43,445

(注) 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	5	—	5	—	5

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	10	—	10	—	10

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	円	773.81	799.50

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	251,422	257,941
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	16,444	16,783
(うち新株予約権)	百万円	120	128
(うち少数株主持分)	百万円	16,324	16,655
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	234,978	241,157
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	303,663	301,633

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	8.19	26.50
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,482	8,046
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,482	8,046
普通株式の期中平均株式数	千株	303,030	303,615
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	8.18	26.46
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	351	412
うち新株予約権	千株	351	412
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間純利益 金額の算定に含めなかった潜在株 式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	136,307	362,169
コールローン	6,301	—
買入金銭債権	33,867	31,822
商品有価証券	49	153
金銭の信託	4,901	4,937
有価証券	※1, ※7, ※13 1,319,325	※1, ※7, ※13 1,242,196
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,536,687	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,567,057
外国為替	※6 7,382	※6 15,014
その他資産	37,080	31,373
その他の資産	※7 37,080	※7 31,373
有形固定資産	※9, ※10 39,980	※9, ※10 40,501
無形固定資産	3,766	3,517
支払承諾見返	15,882	17,279
貸倒引当金	△23,821	△19,633
資産の部合計	4,117,711	4,296,390
負債の部		
預金	※7 3,427,988	※7 3,661,403
譲渡性預金	233,606	173,830
コールマネー	51,915	36,656
債券貸借取引受入担保金	—	※7 3,359
借用金	※7, ※11 75,630	※7, ※11 86,263
外国為替	579	929
社債	※12 10,000	※12 10,000
その他負債	61,584	58,236
未払法人税等	3,248	3,181
リース債務	1,388	1,184
資産除去債務	177	179
その他の負債	56,770	53,691
役員賞与引当金	19	—
退職給付引当金	308	91
睡眠預金払戻損失引当金	481	453
偶発損失引当金	135	115
繰延税金負債	1,826	3,806
再評価に係る繰延税金負債	※9 6,828	※9 6,827
支払承諾	15,882	17,279
負債の部合計	3,886,786	4,059,251

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	37,322	37,322
資本剰余金	24,920	24,920
資本準備金	24,920	24,920
利益剰余金	125,480	132,469
利益準備金	12,402	12,402
その他利益剰余金	113,078	120,066
固定資産圧縮積立金	254	254
別途積立金	106,661	110,161
繰越利益剰余金	6,163	9,651
自己株式	△2,935	△3,696
株主資本合計	184,788	191,015
その他有価証券評価差額金	38,094	37,968
繰延ヘッジ損益	△136	△32
土地再評価差額金	※9 8,057	※9 8,058
評価・換算差額等合計	46,016	45,993
新株予約権	120	128
純資産の部合計	230,925	237,138
負債及び純資産の部合計	4,117,711	4,296,390

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
経常収益	33,823	39,535
資金運用収益	25,655	24,425
(うち貸出金利息)	18,136	17,259
(うち有価証券利息配当金)	7,330	6,965
信託報酬	0	—
役務取引等収益	4,205	4,744
その他業務収益	1,230	5,013
その他経常収益	※1 2,731	※1 5,351
経常費用	29,860	26,048
資金調達費用	1,856	1,805
(うち預金利息)	1,008	956
役務取引等費用	1,450	1,545
その他業務費用	429	1,577
営業経費	※2 19,383	※2 19,225
その他経常費用	※3 6,740	※3 1,893
経常利益	3,963	13,487
特別利益	13	2
特別損失	※4 286	※4 111
税引前中間純利益	3,689	13,378
法人税、住民税及び事業税	1,089	3,323
法人税等調整額	258	1,992
法人税等合計	1,348	5,315
中間純利益	2,341	8,062

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	37,322	37,322
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	37,322	37,322
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	24,920	24,920
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	24,920	24,920
資本剰余金合計		
当期首残高	24,920	24,920
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	24,920	24,920
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	12,402	12,402
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	12,402	12,402
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	254	254
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	254	254
別途積立金		
当期首残高	103,161	106,661
当中間期変動額		
別途積立金の積立	3,500	3,500
当中間期変動額合計	3,500	3,500
当中間期末残高	106,661	110,161
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,259	6,163
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,059	△1,062
別途積立金の積立	△3,500	△3,500
中間純利益	2,341	8,062
自己株式の処分	△22	△10
土地再評価差額金の取崩	1	2
土地再評価差額金の繰入	—	△2
当中間期変動額合計	△2,238	3,488
当中間期末残高	4,020	9,651

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	122,076	125,480
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,059	△1,062
別途積立金の積立	—	—
中間純利益	2,341	8,062
自己株式の処分	△22	△10
土地再評価差額金の取崩	1	2
土地再評価差額金の繰入	—	△2
当中間期変動額合計	1,261	6,988
当中間期末残高	123,337	132,469
自己株式		
当期首残高	△3,266	△2,935
当中間期変動額		
自己株式の取得	△2	△913
自己株式の処分	195	152
当中間期変動額合計	192	△761
当中間期末残高	△3,074	△3,696
株主資本合計		
当期首残高	181,053	184,788
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,059	△1,062
中間純利益	2,341	8,062
自己株式の取得	△2	△913
自己株式の処分	172	141
土地再評価差額金の取崩	1	2
土地再評価差額金の繰入	—	△2
当中間期変動額合計	1,453	6,226
当中間期末残高	182,506	191,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	19,164	38,094
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△11,888	△126
当中間期変動額合計	△11,888	△126
当中間期末残高	7,276	37,968
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△69	△136
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	27	103
当中間期変動額合計	27	103
当中間期末残高	△42	△32

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
土地再評価差額金		
当期首残高	8,083	8,057
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1	0
当中間期変動額合計	△1	0
当中間期末残高	8,082	8,058
評価・換算差額等合計		
当期首残高	27,179	46,016
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△11,862	△22
当中間期変動額合計	△11,862	△22
当中間期末残高	15,317	45,993
新株予約権		
当期首残高	117	120
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△12	8
当中間期変動額合計	△12	8
当中間期末残高	105	128
純資産合計		
当期首残高	208,350	230,925
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,059	△1,062
中間純利益	2,341	8,062
自己株式の取得	△2	△913
自己株式の処分	172	141
土地再評価差額金の取崩	1	2
土地再評価差額金の繰入	—	△2
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△11,874	△14
当中間期変動額合計	△10,421	6,212
当中間期末残高	197,928	237,138

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：10年～50年

その他：5年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,999百万円(前事業年度末は27,331百万円)であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

各発生年度に全額損益処理

数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株式	1,671百万円	1,661百万円
出資金	350百万円	377百万円

※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	2,093百万円	1,769百万円
延滞債権額	45,261百万円	42,791百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	421百万円	202百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	30,734百万円	29,176百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	78,510百万円	73,940百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	32,051百万円	24,079百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	195,230百万円	192,103百万円
計	195,230百万円	192,103百万円
担保資産に対応する債務		
預金	28,519百万円	11,781百万円
債券貸借取引受入担保金	一百万円	3,359百万円
借入金	30,592百万円	41,257百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	39,755百万円	37,691百万円

また、子会社の借入金等の担保に供している資産はありません。

なお、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
保証金及び敷金	1,772百万円	1,771百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	908,300百万円	976,521百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	856,083百万円	926,079百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
15,663百万円	15,992百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	27,657百万円	28,054百万円

※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	27,300百万円	27,300百万円

※12. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
15,726百万円	15,763百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金戻入益	1,463百万円	2,956百万円
償却債権取立益	534百万円	1,439百万円
株式等売却益	1百万円	416百万円

※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	684百万円	783百万円
無形固定資産	763百万円	652百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸出金償却	2,572百万円	1,594百万円
株式等償却	3,810百万円	一百万円

※4. 減損損失

前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

当中間会計期間において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
香川県内	遊休資産及び 処分予定資産 3か所	土地、建物 及び動産等	5 (うち土地 2) (うち建物 2) (うち動産等 0)
香川県外	遊休資産及び 処分予定資産 2か所	建物 及び動産	0 (うち建物 0) (うち動産 0)
合計			5 (うち土地 2) (うち建物 2) (うち動産等 0)

当行は、営業用店舗については、営業店毎(複数店がエリア(地域)で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎)に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店(又はエリア)をグループの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、「不動産鑑定評価額」又は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当中間会計期間において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失（百万円）
香川県内	処分予定資産 2か所	建物 及び動産等	6 (うち建物 6) (うち動産等 0)
香川県外	遊休資産 1か所	土地	3 (うち土地 3)
合計			10 (うち土地 3) (うち建物 6) (うち動産等 0)

当行は、営業用店舗については、営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、「不動産鑑定評価額」又は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	7,255	9	485	6,779	注1,2
合 計	7,255	9	485	6,779	

(注) 1. 普通株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 9千株

2. 普通株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

従業員持株E S O P信託から従業員持株会への売却による減少 370千株

新株予約権の権利行使による減少 115千株

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	6,412	2,425	396	8,442	注1,2
合 計	6,412	2,425	396	8,442	

(注) 1. 普通株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議に基づく取得による増加 2,417千株

単元未満株式の買取請求による増加 8千株

2. 普通株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

従業員持株E S O P信託から従業員持株会への売却による減少 344千株

新株予約権の権利行使による減少 51千株

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、事務機器等であります。

(イ)無形固定資産

該当事項はありません。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	38	31	—	7
合計	38	31	—	7

当中間会計期間(平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	28	23	—	5
合計	28	23	—	5

②未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	3	2
1年超	4	2
合計	7	5
リース資産減損勘定の残高	—	—

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払リース料	32	1
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	31	1
支払利息相当額	0	0
減損損失	—	—

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社株式等及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式等2,022百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

当中間会計期間（平成25年9月30日現在）

子会社株式等及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式等2,039百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	7.72	26.55
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,341	8,062
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,341	8,062
普通株式の期中平均株式数	千株	303,030	303,615
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	7.71	26.51
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	351	412
うち新株予約権	千株	351	412
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間純利益 金額の算定に含めなかった潜在株 式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

(1) 中間配当

平成25年11月11日開催の取締役会において、第145期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 1,055百万円

1株当たりの中間配当金 3円50銭

(注)配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金7百万円を含めておりません。
これは同信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 信託財産残高表

資産				
科目	前事業年度 (平成25年3月31日)		当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	191	83.92	191	83.58
信託受益権	9	4.03	9	4.02
現金預け金	27	12.05	28	12.40
合計	228	100.00	229	100.00

負債				
科目	前事業年度 (平成25年3月31日)		当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	228	100.00	229	100.00
合計	228	100.00	229	100.00

(注) 1. 共同信託他社管理財産 前事業年度 一百万円、当中間会計期間 一百万円
2. 元本補てん契約のある信託については、前事業年度及び当中間会計期間の取扱残高はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月8日

株式会社百十四銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 洋 季 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 田 八 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社百十四銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社百十四銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月 8 日

株式会社百十四銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 洋 季 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 田 八 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社百十四銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第145期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社百十四銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月12日
【会社名】	株式会社百十四銀行
【英訳名】	The Hyakujushi Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 渡 邊 智 樹
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	香川県高松市亀井町5番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社百十四銀行東京支店 (東京都中央区日本橋三丁目8番2号) 株式会社百十四銀行大阪支店 (大阪府中央区道修町三丁目6番1号)

(注) 大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行 取締役頭取 渡邊智樹は、当行の第145期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。